

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（かき養殖施設）
発生日時	令和2年3月17日 23時05分ごろ
発生場所	広島県江田島市引島南東方沖（早瀬瀬戸） 大柿港引島防波堤北灯台から真方位141°620m付近 （概位 北緯34°10.3′ 東経132°29.2′）
事故の概要	貨物船すみようは、北北西進中、かき養殖施設に衝突した。
事故調査の経過	令和2年3月25日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 すみよう、499トン
船舶番号、船舶所有者等	143359、大泉物流株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部外板に擦過傷 かき養殖施設 かき筏2台に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか6人が乗り組み、レーダー2台及びGPSプロッターを作動させ、船長が単独で操船に当たり、手動操舵として約13ノットの対地速力で航行中、レーダー画面で船首方に漁船らしき映像を認め、同映像に意識を向けていたところ、右舷船首方至近のかき養殖施設（以下「本件施設」という。）南東端に設置された標識灯を視認し、減速と同時に左舵一杯としたものの、右舷船尾部が本件施設に衝突した。</p> <p>船長は、本件施設の東方沖を通過する予定でいたものの、レーダー画面上の漁船らしき映像に意識を向けていたので、やや左舵の状態となっていることに気付かなかつたのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、北北西進中、船長が、レーダー画面上の漁船らしき映像に意識を向けて航行を続けたことから、やや左舵の状態となって本件施設に向かっていることに気付かず、本件施設に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、北北西進中、船長が、レーダー画面上の漁船らしき映像に意識を向けて航行を続けたため、やや左舵の状態となって本件施設に向かっていることに気付かず、本件施設に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 操船者は、特定の対象だけに意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 |
|--|--|